

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した精神障害は、業務上の事由によるものと認められるとして、保険給付を支給しないとした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、上司や同僚から嫌がらせや暴行等を受け、体調不良となり医療機関に受診したところ、精神障害と診断された。

請求人は、精神障害は、業務上によるものであるとして、保険給付を請求したところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

上司及び同僚によるハラスメントなど業務に起因して発症したにもかかわらず、監督署長が「上司とのトラブル」と評価したことは誤りであり、業務上の災害と認められるべきである。

3 原処分庁の意見

- (1) 精神障害の認定基準の対象となる精神障害を発病していること及び上司や同僚からの嫌がらせや暴行後に発病していることについて、医学的な知見から問題はないと判断した。
- (2) 上司及び同僚より、物を投げられたり、大声で怒鳴られているところを事業場関係者に目撃されているが、請求人が言い返す姿も目撃されており、請求人は一方的に嫌がらせを受けていたとは言えず、客観的に認識されるトラブルがあったと認めるのが相当である。
- (3) 上記（2）より、具体的出来事「上司とのトラブルがあった」を適用し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、「中」になる例「業務をめぐる方針等において、周囲からも客観的に認識されるような対立が上司との間に生じた」に該当することから、心理的負荷の強度は「中」とであると判断した。なお、精神障害の認定基準における恒常的な長時間労働はなかったものと判断した。
- (4) 業務以外の心理的負荷については不明であった。
- (5) 以上のことから、発病前おおむね6か月間に、請求人が受けた業務による心理的負荷の総合評価は「中」であることから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないと判断した。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、上司及び同僚から、人格を否定する発言を継続的かつ頻繁に受けていたこと、物を投げつけられることが度々あり、これは、大けがに繋がりがねない行為であり、当該行為に対して請求人が言い返したことは、自己防衛であったと認めるのが相当であると判断した。
- (2) 上記(1)より、具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」が適用され、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」であり、「強」になる例「部下に対する上司の言動が、業務指導の範囲を逸脱しており、その中に人格や人間性を否定するような言動が含まれ、かつ、これが執拗に行われた」に該当することから、心理的負荷の強度は「強」であると判断する。
- (3) 以上のことから、発病前おおむね6か月間に、請求人が受けた業務による心理的負荷の総合評価は「強」であり、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとするのが相当と判断する。したがって、監督署長が請求人に対してなした保険給付を支給しない旨の処分はこれを取り消す。